

消費税10%増税対策のプレミアム商品券



消費税
入しなく
ますは購
2万円
ることで
て申請す
非課税者
の場合、

2018年度から準備して、昨年8月に申請書を郵送、申請数が延びなため10月末には申請を促す通知ハガキも送付しましたが、住民税非課税者の申請はわずか26%（全国的には30%）にとどまりました。2万円〜2万5千円分の商品券が購入できる仕組みです。

事務費	プレミアム分	総事業費
1億7,954万円	5,979万円	2億3,933円

	住民税非課税者	子育て世帯
対象者	43,043名	6,138名
申請者	11,269名	申請不要
申請率	26.18%	
引換券交付数	11,175枚	6,138枚

取扱店	739店舗
販売冊数	59,851冊
換金枚数	595,781枚
換金額	297,890,500円
換金率	99.54%



総事業費は約2億4千万円です。もっと違った使い方があったのか？検証が必要です。



申請は住民税非課税者は26%だけにとどまる...

昨年10月の消費税増税対策の一つとしておこなわれた、子育て世帯と非課税世帯へのプレミアム商品券の荒川区内での結果について4月8日の区議会・総務企画委員会で報告がありました。



日本共産党荒川区議員
小林行男

区政ニュース

NO. 771
2020. 4. 19

区議会控室

TEL 3802-4627

FAX 3806-9246

Email: arajcp@tcn-catv.

ne.jp

ホームページ

http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcp/

jp/~jcp/

東尾久相談室

東尾久2-37-3

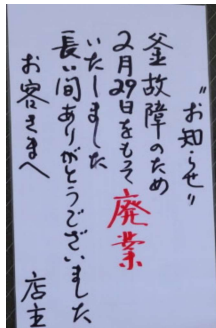
TEL・FAX

3895-0508

区内銭湯が5軒、休業・廃業！

区内の銭湯	
南千住	2
荒川	3
町屋	2
東尾久	3
西尾久	2
東日暮里	5
西日暮里	1
合計	18

2月いっぱい東尾久の「やまと湯」さんが廃業したことをお知らせしましたが、2月から休業・廃業が続き、23軒あった銭湯が18軒に減少（休業2・廃業3）しています。まだまだ、銭湯を必要としている方も大勢います。支援を強めたい。

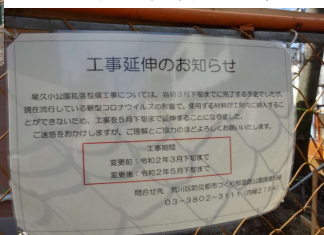


ここでも新型コロナの影響が... 尾久小公園 (東尾久6丁目) の工事が大幅に遅れることに



搬入することができないため」3月末完成予定が5月待つまで大幅に遅れることになりました。残念です。

公園の拡張とともに、新しい遊具やトイレの改善などの工事を進めていましたが、新型コロナの影響で「使用する材料が工期内に



法律相談会



毎月第3火曜日（午後6時から）北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。できるだけ事前にご連絡ください。

**4月の相談会は、
4月21日(火)**

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所と連絡して、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

新型コロナウイルス 生活を支える制度を活用しよう!

特例貸付最大80万円

社会福祉協議会が行ってきた社会福祉資金制度の緊急小口貸付、総合支援資金の特例貸し付けがはじまっています。新型コロナウイルスの影響で休業、収入減、失業等により生活困難に陥った世帯が利用できるようになりました。

無利子、保証人なしの貸付です。(3月25日から)尚、この制度では、所得の減少が続く場合(住民税非課税世帯など)に**返済が免除される場合が有**。

◎緊急小口資金 20万円以内(一括交付)

◎生活支援費貸付期間

原則3ヵ月以内

2人世帯 月20万円以内

単身世帯 月15万円以内

上記2つの併用もできます



問合せ・連絡先 荒川区社会福祉協議会
電話：3802-2794

住宅確保給付金



リーマンショックの時にできた制度で、仕事も住まいも失ったり、家賃を払えなかったりする人に家賃を支給するものです。

今回、就職活動の条件など緩和しました。家賃を原則として3ヵ月間、最長で9ヵ月間、生活保護基準額を受け取れます。詳しくは荒川区の仕事サポートデスクまで

問合せ・連絡先：

区役所・仕事サポートデスク

3802-3111 内線2624

国保料・介護保険料などの減免制度

新年度の国保料、後期高齢者医療保険料ね介護保険料の通知が6月に送付されます。新型コロナ感染拡大で売り上げや給与が大幅に減少した場合は「申請減免」が受けられます。また、6ヵ月を限度に猶予される場合もあります。

【問合せ】荒川区役所 3802-3111

○介護保険料	資格保険料係	内線2441
○国保料の減免	国保資格係	内線2375
○国保料の猶予	保険料係	内線2386

生活に困窮する場合には、
ためらわず生活保護を申請しましょう。

ご相談ください。



生活不安に対応するための緊急措置

生活に不可欠な水道や電気料金の支払いに対して延長、猶予などの措置が出されています。それぞれ、窓口を設けて対応しています。必要な方は相談してみても・・・。



生活不安に対応するための緊急措置

上下水道	窓口設置し相談受付
NHK	窓口設置し相談受付
電気	3～5月分の料金の支払いを各々1ヶ月延長(貸付条件などあり)
ガス	2～4月分の料金の支払いを各々1ヶ月延長(貸付条件などあり)
電話料金	5月末までの支払期限を延長(ドコモ、KDDI、ソフトバンク)
国民年金	保険料の免除適用
奨学金	減額返還、返還期限猶予
※それぞれ、専門窓口を設けて対応しています。	

解雇・雇い止めなどの労働相談は・・・

新型コロナの影響で経営状態に影響が出たとしても、労働者に何の責任もありません。通常の解雇よりも厳格に判断されます。また、一方的な雇い止めは制限されています。



労働相談は、全労連の労働相談ホットラインへ

0120-378-060



○緊急事態宣言が出されました。コロナ危機が深刻化しており、その克服の道りは長期になることが見込まれます。感染防止拡大と自分自身のいのちと健康を守ることを最優先に取り組むことが求められます。外出の自粛などもっと徹底したいものです。みなさんの感じている課題や要望なども寄せていただいて、改善できるようにしたいと思います。

